

平成 28 年度 特許庁産業財産権制度各国比較調査研究等事業

五大特許庁及びその他主要知財庁における
特許出願から特許査定までの期間の現状と実態
に関する調査報告書

平成 29 年 3 月

一般社団法人 日本国際知的財産保護協会

AIPPI・JAPAN

9. ブラジル

9.1 審査期間に関する政策等

(1) 長期的な戦略として、「2023年戦略計画」があり、その中に「PPA 2016-2019」⁹⁵がある。この中では、戦略目標として3つのゴールが設けられており、ゴール1及び2は特許の審査期間に関するものである。

<ゴール⁹⁶>

ゴール1：最初の挑戦は、産業財産権法第40条第1段落に規定された有効期間の自動延長という法的保護の出願への例外的な特徴を撤回し、出願から起算して10年以内に発明の特許登録をすることである。

ゴール2：次の段階は、ブラジルにおける特許出願の手続きのための産業財産権法により課された要求を考慮して、運用上優れた基準に達し、出願から4年まで特許登録期間を徐々に減少させることである。

ゴール3：18か月以内に商標登録出願を審査する。マドリッド協定議定書へのブラジルの加盟を承認する立法プロセスの終了前に、このレベルの性能に到達する。

(2) 審査レーンの導入⁹⁷

特許出願の審査の遅延を低減してバックログ問題を解決するという INPI の優先的なプログラムの目的を考えると、効率性及び品質を高めるため出願手続きを最適化及び INPI の人員配分の最適化等が必要である。そのため、最初の審査での特許及び実用新案の出願の分配をするための基準として、5つのレーンを決めた（決議 14/2013）。

⁹⁵ Planejamento (INPI) <http://www.inpi.gov.br/sobre/planejamento> (最終アクセス日：2017年2月20日)
Gestão para Resultados A CONSTRUÇÃO E EXECUÇÃO DA AGENDA PRIORITÁRIA DO INPI EM 2014 (INPI, 2015年3月27日)

http://www.inpi.gov.br/sobre/arquivos/palestra_ena-sc_27-mar-15.pdf/view (最終アクセス日：2017年2月20日)

⁹⁶ 仮訳。

⁹⁷ Resolucao 14/2013 (INPI, 2013年3月18)

http://www.inpi.gov.br/legislacao-arquivo/docs/resolucao_14-2013_2.pdf/view (最終アクセス日：2017年2月10日)

<5つのレーン⁹⁸>

1. 実用新案特許の出願
2. ブラジル国内の出願のうち、PCT 出願ではない発明特許の出願
3. PCT 出願であり、ブラジル国内へ移行した出願のうち、ブラジルが国際予備審査機関に指定された発明特許の出願
4. PCT 出願であり、ブラジル国内へ移行した出願のうち、ブラジルが国際予備審査機関に指定されていない発明特許の出願
5. 共同特許審査プログラムの対象となる発明特許の出願

(3) PPH について

現在、日本との PPH の実現に向けて議論がされている。⁹⁹

9.2 公的統計情報

2015 年のブラジル工業所有権庁（以下、「INPI」という。）のデータ¹⁰⁰によると、2013 年に登録された 2963 件の特許のうち 1864 件（63%）が登録まで 10 年よりも長くかかっている。

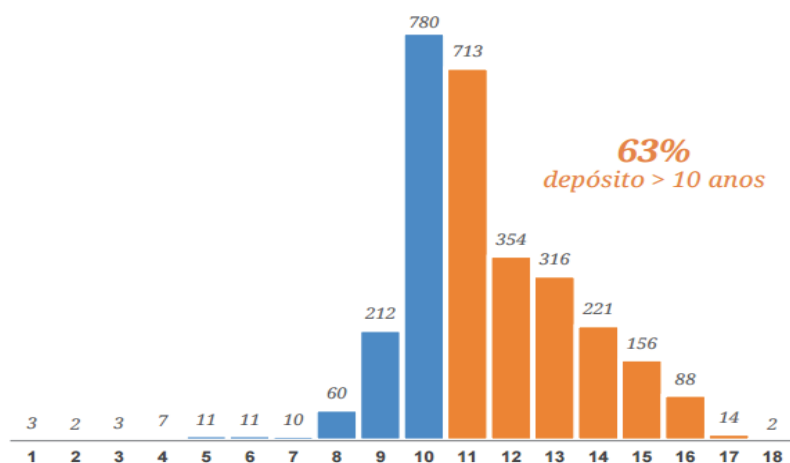


図 BR-1：登録までの年数及び登録件数

⁹⁸ 「ブラジル・メキシコ・コロンビア・インド・ロシアの産業財産権制度及びその運用実態に関する調査研究報告書」（JPO、平成 26 年度 特許庁産業財産権制度各国比較調査研究等事業）における訳を引用した。

<http://www.globalipdb.inpit.go.jp/jpowp/wp-content/uploads/2015/11/ecc9871171061b0c1519df0a43d8cfe6.pdf>
（最終アクセス日：2017 年 2 月 10 日）

⁹⁹ 「日・ブラジル間における特許審査の協力に関する共同声明に署名しました」（JPO、2016 年 10 月 7 日）

https://www.jpo.go.jp/shoukai/soshiki/photo_gallery2016100701.htm（最終アクセス日：2017 年 2 月 20 日）

¹⁰⁰ Gestão para Resultados A CONSTRUÇÃO E EXECUÇÃO DA AGENDA PRIORITÁRIA DO INPI EM 2014（INPI、2015 年 3 月 27 日）

http://www.inpi.gov.br/sobre/arquivos/palestra_ena-sc_27-mar-15.pdf/view（最終アクセス日：2017 年 2 月 20 日）

9.3 制度・手続

期間についての各制度については、以下の産業財産権法、産業財産庁規則等に規定されている。

- ・産業財産権法：2001年2月14日法律第10.196号¹⁰¹により改正された1996年5月14日法律第9.279号¹⁰²
- ・産業財産庁規則：規範法第30/2013¹⁰³、31/2013¹⁰⁴ 2013年12月4日（127/97、1997年3月5日¹⁰⁵の改訂）
- ・PCT導入のための規範法：規範法第128/97号 1997年3月5日¹⁰⁶

「特許」には、「発明特許」及び「実用新案特許」が含まれている。また、発明特許についての出願には、通常の特許出願及び分割出願があるが、本報告書では特に記載がない限り、通常の特許出願について記載をする。

9.3.1 方式審査等

出願がされた後、方式審査が行われ、書類が適切であれば、書類の提出日が出願日とみなされる（産業財産権法第20条）。

第20条

出願書類が提出されたときは、方式に係る予備審査が行われ、かつ、書類が適切に作成されていると認められたときは、記録されて、その提出日が出願日とみなされる。

出願が産業財産権法第19条に記載された必要な書類を含まないが、出願対象、出願人及び発明者に関する記載を含むときは、INPIが30日以内に満たすべき要件を定める。要件を満たすときは、当該出願は出願の受領日にされたものとみなされ、満たさないとき出願は却下される（産業財産権法第21条）。

¹⁰¹ Law No. 10.196 (Amendments to the Law on Industrial Property)

<http://www.wipo.int/wipolex/en/details.jsp?id=547> (最終アクセス日：2017年2月10日)

¹⁰² Law No.9.279 (Industrial Property Law) <http://www.wipo.int/wipolex/en/details.jsp?id=515>

(最終アクセス日：2017年2月10日)

<http://www.jpo.go.jp/shiryousonota/fips/pdf/brazil/sanzai.pdf> (JPO、最終アクセス日：2017年2月10日)

¹⁰³ Normative Act No. 30/2013

http://www.inpi.gov.br/menu-servicos/patente/in_030_in_17_2013_exame_tecnico_versao_final_03_12_2013-1-1_0.pdf (ポルトガル語のみ、最終アクセス日：2017年2月10日)

¹⁰⁴ Normative Act No. 31/2013

http://www.inpi.gov.br/menu-servicos/patente/in_31_in_17_2013_administrativo_versao_03_12_2013_0.pdf (ポルトガル語のみ、最終アクセス日：2017年2月10日)

¹⁰⁵ Nominative Act No.127/97 <http://www.wipo.int/wipolex/en/details.jsp?id=520> (2017年2月10日)

¹⁰⁶ Normative Act No.128/97 http://www.wipo.int/wipolex/en/text.jsp?file_id=205709 (ポルトガル語のみ、最終アクセス日：2017年2月10日)

なお、願書、明細書、請求の範囲、図面及び要約がすべてポルトガル語で提出されている必要がある。

第21条

出願書類が、第19条の方式要件の規定を満たしていないが、対象、出願人及び発明者に関する事項を含んでいる場合は、日付入りの受領証と引き替えに、それをINPIに提出することができる。INPIは、30日以内に満たすべき要件を定めるものとし、要件が満たされなかったときは、書類を返却し又は出願を却下する。

補項 要件が満たされたときは、当該出願は前記の受領日にされたものとみなされる。

9.3.2 審査請求前の調査報告書

審査請求前の調査報告書は作成されない。

9.3.3 出願公開

特許出願は、国防上の利害にかかわるもの以外は、出願日又は優先日から18か月後に公開される（産業財産権法第30条）。

公開は書誌事項、発明の名称、要約及び代表図面が官報に公開される。請求の範囲及び明細書は公開されない。

第30条

特許出願は、出願日から又は優先日がある場合は最先の優先日から18月の間は秘密にしておくものとし、その後は、第75条に定める事情の場合を除き、公開される。

(1) 出願公開は、出願人からの請求があったときは、早めることができる。

(2) 出願公開には、特許出願を特定する資料を含めるものとし、明細書、クレーム、要約書及び図面の謄本は、INPIにおいて公衆の利用に供するものとする。

(3) 第24条補項にいう場合において、本条にいう公開をしたときは、当該生物材料は、公衆にとって入手可能なものとなるようにしなければならない。

9.3.4 早期公開

特許出願は、国防上の利害に係る出願以外は、出願人から請求があったときは、早期公開される（産業財産権法第30条、同第75条）。

第30条

特許出願は、出願日から又は優先日がある場合は最先の優先日から18月の間は秘密にしておくものとし、その後は、第75条に定める事情の場合を除き、公開される。

(1) 出願公開は、出願人からの請求があったときは、早めることができる。

(2) 出願公開には、特許出願を特定する資料を含めるものとし、明細書、クレーム、要約書及び図面の謄本は、INPIにおいて公衆の利用に供するものとする。

(3) 第24条補項にいう場合において、本条にいう公開をしたときは、当該生物材料は、公衆にとって入手可能なものとなるようにしなければならない。

第75条

最初にブラジルにおいて行われた特許出願であって、その対象が国防上の利害に係わるものは、秘密に処理するものとし、本法に定めた公開に従わない。

(1) INPIは、出願書類を行政権内の管轄機関に直ちに回付するものとし、後者は60日の期間内に、出願を秘密にすることの必要性に関して陳述を行うものとする。前記の期間内に、管轄機関からの陳述が行われなかったときは、その出願を通常通りに処理する。

(2) 国防上の利害に係わるとみなされた対象を有する特許を外国において出願することは、その何らかの開示と同様に、管轄機関からの明示的許可があった場合を除き、禁止される。

(3) 国防上の利害に係わる出願又は特許の実施及び移転は、管轄機関から事前の許可を得ることを条件とし、出願人又は特許所有者の権利が制限される場合は何時でも、その補償が行われる。

9.3.5 審査請求

出願人又はその他の利害関係人が、出願から36か月以内に審査請求をしなければならない。当該期間に請求されなければ当該出願は却下される。ただし、出願却下後60日以内に、出願の回復の請求及び手数料を納付すれば回復させることができ、これらの手続がないときは、当該出願は却下される（産業財産権法第33条）。

なお、審査は、出願公開から60日が経過するまでは開始されない（産業財産権法第33条補項）。また、審査は審査請求の時期と関係なく、出願順に着手されるようである¹⁰⁷。

第33条

出願人又はその他の利害関係人は、出願日から36月の期間内に特許出願の審査を請求しなければならない。請求をしなかったときは、その出願は却下される。

補項 特許出願は、出願が却下されてから60日以内に申請人が回復の請求をし、特定の手数料を納付した場合は、回復させることができる。前記の手続をしなかった場合は、出願は、最終的に却下される。

¹⁰⁷ 書籍「出願人のためのブラジル特許制度」（青和特許事務所ブラジル特許制度研究会編62頁）

9.3.6 早期審査・優先審査

早期審査・優先審査として、以下の4つの決議が施行されている。¹⁰⁸

(1) 環境技術に関する特許出願の優先審査に関する決議: 決議 175/2016¹⁰⁹ (83/2013¹¹⁰の改訂版)

グリーン技術に関する出願の早期審査であり、INPI への直接出願のみが対象であり、PCT 出願は含まれない。受け入れられた出願は最大約2年で決定される。

(2) 年齢、発明の悪用、深刻な病気及び開発資金の要求に基づく優先審査に関する決議: 決議 151/2015 (68/2013¹¹¹の改訂版)

当該優先審査を利用できる条件は以下のとおりである¹¹²。

- ・出願人が、60歳以上であることが証明された自然人
- ・出願人の事前同意なしに特許出願の主題を複製又は使用しているとされた第三者
- ・助成機関又は正式な国営信用機関からの助成金の取得が特許取得を条件としている場合。ただし、当該助成金が、経済的な補助金、融資若しくは企業の出資金として認可されている、若しくは関連する製品や製法を利用する相互投資ファンドから発生するものであることが必要。
- ・出願人が、1999年1月29日付法律第9,784号第69-A条II及びIV項並びに1999年12月20日付行政命令第3,298号第4条に定義される、身体的・精神的障害者であるか他の重大な疾病を患っている場合
- ・問題となる特許出願に関連する特許出願、特許又は技術を保有していることを立証しようとする第三者

¹⁰⁸ 優先審査 (INPI、2015年12月14日)

<http://www.inpi.gov.br/menu-servicos/patente/acelere-seu-exame> (最終アクセス日: 2017年1月30日)

<http://www.iam-media.com/Intelligence/IAM-Japanese/3/Special-reports/%E3%83%96%E3%83%A9%E3%82%B8%E3%83%AB%E3%81%AE%E7%89%B9%E8%A8%B1%E5%AF%A9%E6%9F%BB%E3%81%AE%E8%BF%85%E9%80%9F%E5%8C%96-%E3%83%90%E3%83%83%E3%82%AF%E3%83%AD%E3%82%B0%E3%81%B8%E3%81%AE%E5%AF%BE%E5%87%A6%E6%B3%95> (最終アクセス日: 2017年1月30日)

¹⁰⁹ Fast-Track examination for Green Patent reinstated (2016年12月7日、INPI)

<http://lickslegal.com/client-alerts/fast-track-examination-for-green-patents-reinstalled/>
(最終アクセス日: 2017年1月30日)

<http://www.soeci.com/blog/2016/03/09/%ef%bc%bb%e7%89%b9%e8%a8%b1%ef%bc%8f%e3%83%96%e3%83%a9%e3%82%b8%e3%83%ab%ef%bc%bd-%e3%83%96%e3%83%a9%e3%82%b8%e3%83%ab%e7%89%b9%e8%a8%b1%e5%87%ba%e9%a1%98%e3%81%ae%e5%af%a9%e6%9f%bb%e6%97%a9%e6%9c%9f/> (Soei 事務所)

¹¹⁰ [resolucao_83-2013_-_prorrogacao_patentes_verdes.pdf](http://www.inpi.gov.br/legislacao-arquivo/docs/resolucao_83-2013_-_prorrogacao_patentes_verdes.pdf)

http://www.inpi.gov.br/legislacao-arquivo/docs/resolucao_83-2013_-_prorrogacao_patentes_verdes.pdf/view (最終アクセス日: 2017年2月10日)

¹¹¹ 決議 68/2013 (INPI、2015年4月10日)

http://www.inpi.gov.br/legislacao-arquivo/docs/resolucao_68-2013.pdf/view (最終アクセス日: 2017年1月30日)

¹¹² 「ブラジルの特許審査の迅速化—バックログへの対処法」(iam、Lick Attorneys)

<http://www.iam-media.com/Intelligence/IAM-Japanese/3/Special-reports/%E3%83%96%E3%83%A9%E3%82%B8%E3%83%AB%E3%81%AE%E7%89%B9%E8%A8%B1%E5%AF%A9%E6%9F%BB%E3%81%AE%E8%BF%85%E9%80%9F%E5%8C%96-%E3%83%90%E3%83%83%E3%82%AF%E3%83%AD%E3%82%B0%E3%81%B8%E3%81%AE%E5%AF%BE%E5%87%A6%E6%B3%95> (最終アクセス日: 2017年1月30日)

(3) 医薬品、及び公衆衛生に関連する方法、装置及び物質に関する出願の優先審査に関する決議：決議 80/2013¹¹³

AIDS、癌、顧みられない病気の診断、予防又は治療に関する出願に関する。

(4) 極小・小規模団体の優先審査に関する決議：決議 160/2016¹¹⁴

2016年2月23日から開始した。

9.3.7 特許審査ハイウェイ (PPH)

米国との間でのみ PPH に参加している。

2016年1月11日から INPI と USPTO との間で PPH の試行が開始された¹¹⁵ (ブラジル内においては決議 154/2015)。試行期間は2年間 (2018年1月10日まで) 又は各庁が150件受理するまでである。

ブラジルで PPH を申請できるのは、石油又はガスに関連する特許出願であり、米国で PPH を申請できるのは、技術は任意であるが実用新案 (Utility 特許) である。

9.3.8 拒絶理由通知について

実体審査した時は、出願の特許性等についての調査報告書及び見解書が作成される (産業財産権法第 35 条)。当該見解書が、出願の非特許性を確認する等の場合は、90 日以内に意見書を提出するよう通知を受ける (産業財産権法第 36 条)。

第 35 条

技術的審査をしたときは、次に掲げる事項に関し、調査報告書及び見解書を作成する。

(I) 出願の特許性

(II) クレームの内容に鑑みた出願の適切性

(III) 出願の再編成又は分割、又は

(IV) 技術的要件

¹¹³ Resultado da busca por 80/2013 (INPI, 2013年3月19日)

http://www.inpi.gov.br/legislacao-arquivo/docs/resolucao_80-2013_-_exame_prioritario_saude.pdf

(最終アクセス日：2017年2月10日)

¹¹⁴ INPI oficializa projeto que prioriza exame de patentes de micro e pequenas empresas (2016年2月23日)

<http://www.inpi.gov.br/noticias/inpi-oficializa-projeto-que-prioriza-exame-de-patentes-de-micro-e-pequenas-empresas>

(最終アクセス日：2017年1月30日)

¹¹⁴ MPE 特許パイロットプログラム (INPI, 2017年1月26日)

<http://www.inpi.gov.br/menu-servicos/patente/exame-prioritario-me-epp> (最終アクセス日：2017年2月10日)

¹¹⁵ USPTO と INP との PPH (パイロット) (USPTO)

<https://www.uspto.gov/patents-getting-started/international-protection/patent-prosecution-highway/patent-prosecution-11> (最終アクセス日：2017年1月30日)

PPH パイロットプロジェクト (INPI, 2017年1月26日)

<http://www.inpi.gov.br/menu-servicos/patente/projeto-piloto-pph> (最終アクセス日：2017年1月30日)

第36条

前記の見解書が、出願の非特許性若しくはクレームの内容に対する出願の不適合性を確認するものであるか、又は何らかの要求を行うものである場合は、出願人は、90日の期間内に意見書を提出するよう通知を受けるものとする。

(1) 要求に対する応答がなかったときは、出願は最終的に却下される。

(2) 要求に対する応答があった場合は、要求が満たされておらず又はその設定に異論があるときであっても、また、出願内容の特許性若しくはクレームの適合性についての意見が提出されているか否かに拘らず、審査は継続されるものとする。

審査は出願の公開から60日経過するまで開始されない（産業財産権法第31条補項）。審査終了後、出願の承認又は拒絶の決定が出される（産業財産権法第37条）。

第31条

出願公開から審査終了までの期間においては、利害関係人は審査に資する書類及び資料を提出することができる。

補項 審査は、出願公開から60日が経過するまでは開始されない。

第37条

審査が終了したときは、特許出願を承認し又は拒絶する旨の決定が下される。

なお、審査結果は産業財産公報（RPI : *Revista da Propriedade Industrial*）に掲載することで通知される。¹¹⁶

9.3.9 補正について

補正は、審査請求（出願から3年以内）前はいつでも可能である（産業財産権法第32条）。

出願の審査結果として作成された見解書が、当該出願に特許性がない又は何らかの要求のある等の場合は、出願人は90日以内に意見書を提出するよう通知される。応答がないときは、出願は却下される（産業財産権法第36条）。

第32条

出願人は、特許出願を一層明瞭又は明確にするため、審査請求時まで、特許出願の補正をすることができる。ただし、補正は、出願書類によって最初に開示した内容を超えないことを条件とする。

第36条

前記の見解書が、出願の非特許性若しくはクレームの内容に対する出願の不適合性を確認するものであるか、又は何らかの要求を行うものである場合は、出願人は、90日の期間内

¹¹⁶ 産業財産公報（INPI）<http://revistas.inpi.gov.br/rpi/>（最終アクセス日：2017年1月30日）

に意見書を提出するよう通知を受けるものとする。

(1) 要求に対する応答がなかったときは、出願は最終的に却下される。

(2) 要求に対する応答があった場合は、要求が満たされておらず又はその設定に異論があるときであっても、また、出願内容の特許性若しくはクレームの適合性についての意見が提出されているか否かに拘らず、審査は継続されるものとする。

9.3.10 拒絶査定不服審判

拒絶の決定に対しては 60 日以内に審判請求の申し立てをしなければならない（産業財産権法第 212 条第 1 項）。延長はできない。

利害関係人に対しては、審判請求に対する意見書を 60 日以内に提出するよう求める（産業財産権法第 213 条）。INPI は、審判請求手続において提出された意見書を補足するための要求事項を定め 60 日以内に満たされるよう求める。当該期間満了後に審判請求に対する決定が行われる（産業財産権法第 214 条）。

第 212 条

別段の規定が明示されている場合を除き、本法に定めた決定に対しては審判請求をすることができ、その申立は 60 日以内にしなければならない。

第 213 条

利害関係人には、審判請求に対する意見書を 60 日の期間内に提出するよう求めるものとする。

第 214 条

INPI は、審判請求の手続において出された意見書を補足するための要求事項を定めることができ、それらが 60 日の期間内に満たされるよう求めるものとする。

補項 前記の期間が満了したときは、審判請求についての決定が行われる。

9.3.11 登録前異議申立

出願から登録までの期間に影響する登録前の異議申立制度はない。

ただし、利害関係人は、出願公開から審査終了までは審査の助けとなる書類を提出することができる（産業財産権法第 31 条）。

第 31 条

出願公開から審査終了までの期間においては、利害関係人は審査に資する書類及び資料を提出することができる。

補足 審査は、出願公開から 60 日が経過するまでは開始されない。

9.3.12 登録料の支払い

(1) 設定登録料

設定登録料の納付及びその納付証明書の提出は、出願承認の後 60 日以内にしなければならない（産業財産権法第 38 条第 1 項）。当該期間に納付できないときは、当該期間後 30 日以内に特定の手数料を支払って納付することができる。これらの期間に納付できないときは、出願は却下される（産業財産権法第 38 条第 2 項）。特許は、当該納付証明書の提出後、特許証の交付により付与され、特許を付与する旨の公告日に付与されたものとみなされる（産業財産権法第 38 条第 3 項）。

出願が却下されたときは、当該通知受領後 3 か月以内に手数料を納付して請求することにより、回復することができる（産業財産権法第 87 条）。

第 38 条

特許は、出願が承認され、関連する手数料についての納付証明書が提出された後に、特許証を交付することにより付与される。

(1) 手数料の納付及びその納付証明書の提出は、出願承認後 60 日の期間内にしなければならない。

(2) 本条に定めた手数料は、通知の有無に拘りなく、前項にいう期限後 30 日以内に、特定手数料を納付の上で納付し、かつ、その証明をすることもできる。当該納付をしなかったときは、出願は最終的に却下される。

(3) 特許は、特許を付与する旨の公告の日に付与されたものとみなされる。

第 87 条

特許出願又は特許は、出願人又は特許所有者が、出願の却下又は特許の消滅についての通知を受けてから 3 月以内に、特定手数料を納付してその旨の請求をするときは、回復することができる。

(2) 出願維持年金

特許・出願の維持年金制度がある。出願日の 3 年目から年次手数料を支払わなければならない（産業財産権法第 84 条）。

期限内に支払われないときは、期限後 6 か月以内に追加手数料と共に納付することができる（産業財産権法第 84 条）。年次手数料が支払われないときは、当該出願は却下又は特許は消滅する（産業財産権法第 86 条）。

出願が却下されたときは、当該通知受領後 3 か月以内に手数料を納付して請求することにより、回復することができる（産業財産権法第 87 条）。

第 84 条

出願人及び特許所有者は、出願日後の第 3 年度の始期から年次手数料を納付しなければならない。

(1) INPI は、年金の前納についての規定を設けるものとする。

(2) 納付は、各年度の最初の 3 月内に行うものとするが、通知の有無に拘らず、追加手数料を納付することを条件として、前記期間後 6 月以内に行うこともできる。

第 86 条

第 84 条及び第 85 条の規定に従って年次手数料を納付しなかったときは、その結果として、出願が却下され又は特許が消滅する。

第 87 条

特許出願又は特許は、出願人又は特許所有者が、出願の却下又は特許の消滅についての通知を受けてから 3 月以内に、特定手数料を納付してその旨の請求をするときは、回復することができる。

9.3.13 その他の制度

(1) 特許存続期間

特許は出願から 20 年間有効であるが、訴訟等のために審査ができなかった場合を除き、特許期間は特許付与日から 10 年未満であってはならない（産業財産権法第 40 条補項）。

審査に時間が長引いたために特許付与日が出願日から 10 年より長い場合は、特許期間は特許付与日から 10 年になる。

第 40 条

出願日から起算して、発明特許は 20 年の期間、実用新案特許は 15 年の期間について効力を有する。

補項 特許存続期間は、特許付与日から起算して、発明特許の場合は 10 年未満、実用新案特許の場合は 7 年未満であってはならない。ただし、INPI が、係属中であることが確認されている訴訟又は不可抗力のために、出願の実体審査をすることができなかつたときは、この限りでない。

(2) 外国での審査結果等の提出

審査請求後に要求があった場合は 60 日以内に、優先権主張している出願についての対応する外国での審査結果等を提出しなければならない。提出がなければ当該出願は却下される（産業財産権法第 34 条）。

第34条

審査請求をした後に、次に掲げるものを要求されたときは、60日の期間内に提出しなければならない。提出しなかったときは、その出願は却下される。

- (I) 優先権を主張している場合、他国における対応する出願の承認に係る異論、先行技術調査書及び審査結果
- (II) 出願に係る手続及び審査を適正に行うために必要な書類
- (III) 第16条(2)にいう適切な書類に代えて、同条(5)にいう陳述書を提出した場合は、当該書類についての自由翻訳文

(3) 医薬用の製品及び方法

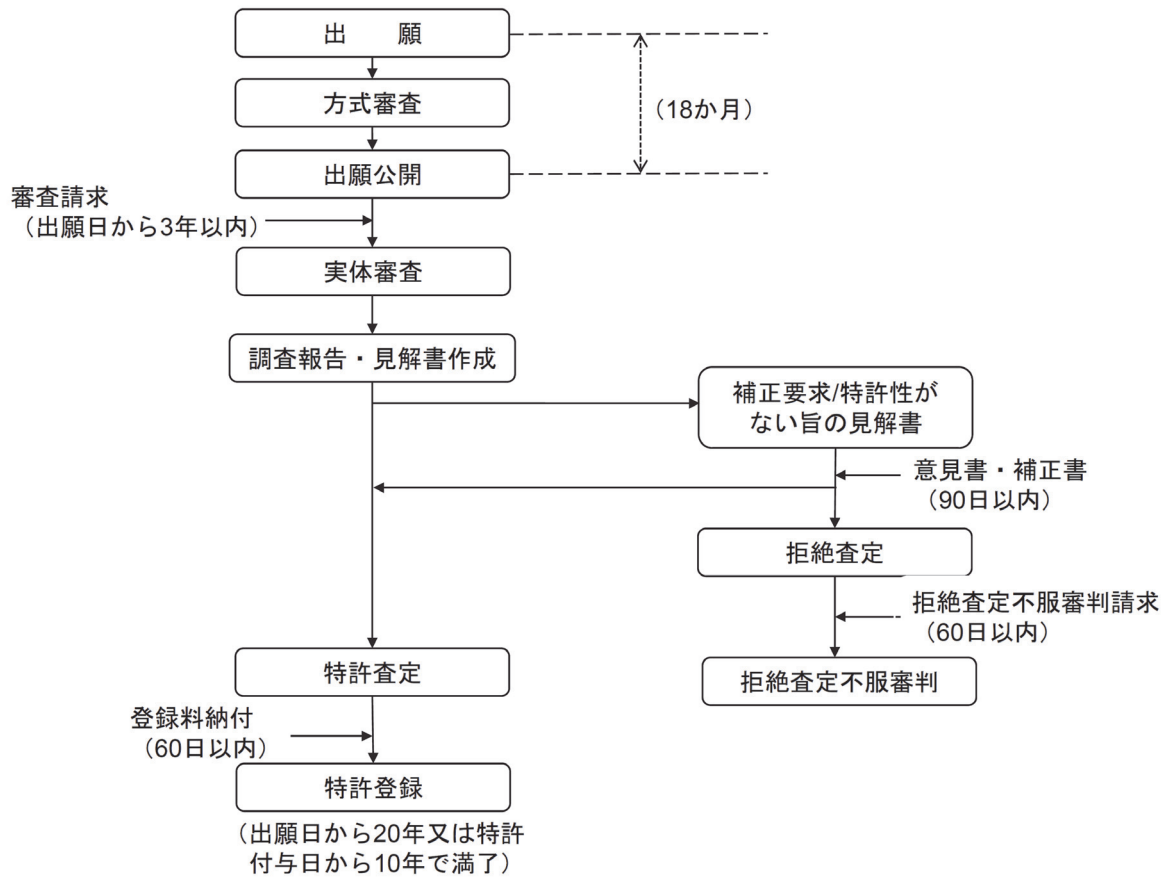
医薬用の製品及び方法に関する出願は、国際衛生監督局（Agência Nacional de Vigilância Sanitária : ANVISA）による事前の同意が必要である（産業財産権法第229C条）。

第229C条

医薬用の製品及び方法に関する特許の付与は、国家衛生監督庁（National Sanitary Supervision Agency (ANVISA)）の事前の同意を必要とする。

9.4 特許出願の手続き

出願から登録までの手続きは以下のとおりである。¹¹⁷



¹¹⁷ 一般社団法人 発明推進協会の外国産業財産権侵害対策等支援事業「ブラジル」を参考として作成した。
<http://iprsupport-jpo.go.jp/miniguide/pdf2/Brazil.pdf> (最終アクセス日：2017年2月10日)

	日本	米国	欧州	中国	韓国	独 国
特許までの期間	審査請求日から15.2か月 (2014年)	係属期間25.3か月 (2016年)	審査請求日から28.9か月 (2015年)	審査係属期間21.9か月 (2015年)	公的なデータなし	公的なデータなし
最初の拒絶理由等の通知までの期間	審査請求日から9.5か月 (2015年)	出願から16.2か月 (2016年)	公的なデータなし	公的なデータなし	一次審査処理期間10.0か月 (2015年)	公的なデータなし
法律	特許法	特許法 (35USC)	欧州特許条約 (EPC)	専利法	特許法	特許法
規則	特許施行規則	特許規則 (37CFR)	施行規則	専利法実施細則	特許法施行規則	特許規則
審査請求前の調査報告	作成されない	作成されない	全出願について作成される (第92条、規則第65条)	作成されない	作成されない	出願人の請求により作成される (第43条)
公開日	出願日又は優先日から18か月 (第64条)	出願日又は優先日から18か月 (第122条)	出願日又は優先日から18か月 (第93条(1))	出願日又は優先日から18か月 (第34条)	出願日又は優先日から18か月 (第64条(1))	出願日又は優先日から18か月 (第31条(2))
早期公開請求	あり (第64条の2)	あり (第122条(b)(1)(A))	あり (第93条(1))	あり (第34条)	あり (第64条(1)、規則第44条(1))	あり (第31条(2))
審査請求期限	出願から3年 (第48条の3)	審査請求制度なし	調査報告の公開日から6か月 (規則第159条(1))	出願から3年 (第35条)	出願から3年 (第59条)	出願から7年 (第44条(2))
優先審査・早期審査	早期審査、スーパー早期審査、優先審査 (第48条の6)、早期審査	年齢・健康 (37CFR 1.102 (c))、早期審査 (MPEP708.02 (a))、優先審査 (MPEP708.02(b))	PACE (Official Journal November 2015)	省エネ環境保護、次世代情報技術等 (発明專利出願優先審査管理法)	あり (第61条、規則第39条)	あり (審査基準3.3.2)
PPH	通常型PPH、PCT-PPH、PPH-MOTTAINAI、GPPH、IP5-PPH	通常型PPH、PCT-PPH、PPH-MOTTAINAI、GPPH、IP5-PPH	通常型PPH、PCT-PPH、PPH-MOTTAINAI、IP5-PPH	通常型PPH、PCT-PPH、PPH-MOTTAINAI、IP5-PPH	通常型PPH、PCT-PPH、PPH-MOTTAINAI、GPPH、IP5-PPH	通常型PPH、PCT-MOTTAINAI、GPPH

*特に記載がない限り、括弧内の番号は、法律の条文番号を表す。

	日本	米国	欧州	中国	韓国	独 国
拒絶理由応答期限	60日、在外者3か月 (第50条、方式審査便 覧04.10(1)7・(2)7)	最後以外：3か月 (MPEP710.02(b)、最 後：3か月 (MPEP 706.07(f))	4か月 (規則第132 条)	最初：4か月、最後： 2か月、猶予期間15日 (審査指南第2部分第 8章4.10.3)	2か月以内 (第63条、 規則第16条(1))	4か月～12か月 (審査 基準3.5)
拒絶理由応答期限の延長	2か月、在外者は1回 目2か月・2回目1か月・ 計3か月	最後以外：通知から 最長で6か月 (37CFR 1.134)、最後：通知 から最長で6か月 (MPEP706.07(f))	2か月 (規則第135 条)	2か月、1回のみ (審 査指南第2部分第8章 5.1(3))	1か月ごと最長4か月 (審査基準第1部第3 章4.2)	延長可能 (審査基準 3.5)
拒絶査定不服審判等の 請求期間	3か月以内 (第121 条)	6か月以内に審判請求 (37CFR1.134)	2か月以内 (第106 条、第108条)	3か月以内に再審査の 請求 (第41条、審査指 南第4部分第2章2.3及 び2.5)	30日以内 (第132条 の17)	1か月以内 (第73条 (1),(2))
登録前異議申立	なし	なし	特許付与公告日から9 か月 (第99条(1))	なし	なし	なし
設定登録料納付期限	特許査定日から30日 以内 (第108条)	特許許可通知から3か 月以内 (第151条(a)、 37CFR1.311(a))	登録付与通知後4か月 以内 (規則第71条 (3))	特許査定後2か月以内 (実施細則第54条)	特許査定通知日から3 か月以内 (第79条)	納付不要
出願維持年金	なし	なし	出願日から3年目以降 (規則第51条)	なし	なし	出願日から3年目以降 (第17条)
対応する外国特許出願情 報の提出義務	—	IDSの提出 (37CFR1.97)	—	外国での審査結果等を 提出 (第36条)	—	—
その他の特徴	—	RCE (第132条、 37CFR1.114)、審査 処分の停止 (37CFR1.103)	Further Processing (第121条)	—	再審査請求 (第67条 の2)、遅い審査 (第 40条の3)	特許出願から実用新 案を分岐出願可能 (実用新案法第5条)

	インド	タイ	ブラジル	カナダ	オーストラリア
特許までの期間	データなし	データなし	データなし	データなし	最初の審査結果の通知から14.0か月(2014年)
最初の拒絶理由等の通知までの期間	データなし	データなし	データなし	データなし	審査請求から9.5か月(2014年)
法律	特許法	特許法	産業財産権法	特許法	特許法
規則	施行規則	施行規則	産業財産庁規則	施行規則	施行規則
審査請求前の調査報告	作成されない	作成されない	作成されない	作成されない	出願人の請求により作成する(第43A条)
公開日	出願日又は優先日から18か月(第11A条(1)、規則第24条)	明確に規定されていない(第28条)	出願日又は優先日から18か月(第30条)	出願日又は優先日から18か月(第10条(2)、(3))	出願日又は優先日から18か月(規則第4.2条)
早期公開請求	あり(第11A条(1)、規則第24条)	なし	あり(第30条、第75条)	あり(第10条(2))	あり(規則第4.2条(3))
審査請求期限	出願日又は優先日から48か月(第11B条、規則第24B条(1))	出願公告(公開)日から5年(第29条)	出願日から36か月(第33条)	出願日から5年(規則第96条(1))	出願日から5年又は局長要求により2か月(第44条、規則第3.15・第3.16条)
早期審査・優先審査	あり(規則第24C条)	なし	環境技術、年齢、医薬品、極小・小規模団体等(決議175/2016、151/2015、80/2013、160/2016)	あり(規則第28条)、環境技術(規則第28条(1)(b))	あり(規則第3.17)
PPH	参加していない	日本との間でのPPH	米国との間でのPPH	通常型PPH、PCT-PPH、PCT-MOTTAINAI、GPPH	通常型PPH、PCT-PPH、PCT-MOTTAINAI、GPPH

	インド	タイ	ブラジル	カナダ	オーストラリア
拒絶理由応答期限	アクセプタンス期間内：6か月以内（規則第24B条(5)）	90日以内（第27条）	90日以内（第36条）	6か月（規則第30条）	アクセプタンス期間内：12か月以内（規則第13.4条）
拒絶理由応答期限の延長	3か月以内（規則第24B条(6)）	必要に応じて延長可能（第27条）	規定されていない	12か月以内（規則第152条）	規定されていない
拒絶査定不服審判等の請求期間	3か月以内（第117A条(2)）	60日以内（第72条）	60日以内（第212条、第213条）	6か月以内に連邦裁判所へ提訴（第41条）	21日以内に連邦裁判所へ提訴（連邦裁判所規則第34.24条）
登録前異議申立	公開から登録まで（第25条(1)）	公告（公開）日から90日以内（第31条）	なし	なし	許可公告日から3か月以内（規則第5.4条）
設定登録料納付期限	規定されていない	通知受領から60日以内（第33条）	出願承認後60日以内（第38条(1)）	認められる旨の通知後6か月以内（規則第30条）	公告日から3か月（規則第22.2I条(1)）
出願維持年金	なし	なし	出願日から3年目以降（第84条）	出願日から3年目以降（第27.1条、附則II項目30）	出願日から4年目以降（規則第22.2条(6)）
対応する外国特許出願情報の提出義務	出願日から6か月以内（第8条）	外国の審査結果受領後90日以内に提出・書類はタイ語の翻訳が必要（第27条、省令第22号第13条）	審査請求後に要求されたときは60日以内に提出（第34条）	なし	なし
その他の特徴	6か月のアクセプタンス期間（規則第24B条(5)）	なし	医薬品はANVISAの事前の同意が必要（第229C条）、特許期間は特許付与日から10年以上（第40条）	なし	12か月のアクセプタンス期間（規則第13.4条(1)）

平成 29 年 3 月

平成 28 年度 特許庁産業財産権制度各国比較調査研究等事業

五大特許庁及びその他主要知財庁における特許出願から
特許査定までの期間の現状と実態に関する調査報告書

本調査研究報告書の著作権は特許庁に帰属します。

作成： 一般社団法人 日本国際知的財産保護協会

〒105-0001 東京都港区虎ノ門 1-14-1 郵政福祉琴平ビル 4 階

電話 (03)3591-5315 FAX (03)3591-1510

<http://www.aippi.or.jp/>